

II 環境リスクを減らすために

1 環境リスク低減への枠組み

化学物質の有用性を活かしつつ安全に使用していくためには、化学物質による環境リスクを把握し、できる限りこのリスクを減らす努力が必要です。

国や県は、次に示すような個別の規制と事業者による自主的な取組の促進の2つの手法により、化学物質による環境リスクの効果的な低減を図っています。

● 有害な化学物質を個別に規制する手法

国では、人の健康や生態系に対する有害性が高い化学物質について、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの公害関連の法律を制定し、個別に基準を設けて環境中への排出などについて規制を行っています。

一方、県においても、県生活環境保全条例を制定し、県独自に規制を定めて事業者指導を行っています。

● 事業者による自主的な化学物質排出削減の取組を促進する手法

多数の化学物質の環境リスクを全体として効果的に減らすために、化学物質の環境への排出状況を的確に把握し、その上で事業者が排出削減に自主的に取り組む必要があります。

国は、化学物質の環境への排出状況を把握する仕組みである化管法を制定し、また県も、県生活環境保全条例の中で事業者に化学物質の管理目標などの作成と実績の報告を義務付け、それぞれの立場から、事業者による自主的な化学物質排出削減の取組を促進しています。

2 個別の規制による環境リスクの低減

化学物質に対しては、化学物質の製造や使用、廃棄などといった取扱の段階や状況に応じて、さまざまな法令で個別の規制を行っています。これらの規制には、次のようなものがあります。

製造・輸入・取扱などに関する規制

- ◇ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- ◇ 農薬取締法
- ◇ 薬事法
- ◇ 毒物及び劇物取締法
- ◇ 高圧ガス保安法
- ◇ 消防法
- ◇ 労働安全衛生法

環境への排出・廃棄・汚染防止対策・健康の保護などに関する規制

- ◇ 大気汚染防止法
- ◇ 水質汚濁防止法
- ◇ 土壌汚染対策法
- ◇ ダイオキシン類対策特別措置法
- ◇ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ◇ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
- ◇ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- ◇ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
- ◇ 食品衛生法
- ◇ 水道法
- ◇ 下水道法
- ◇ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

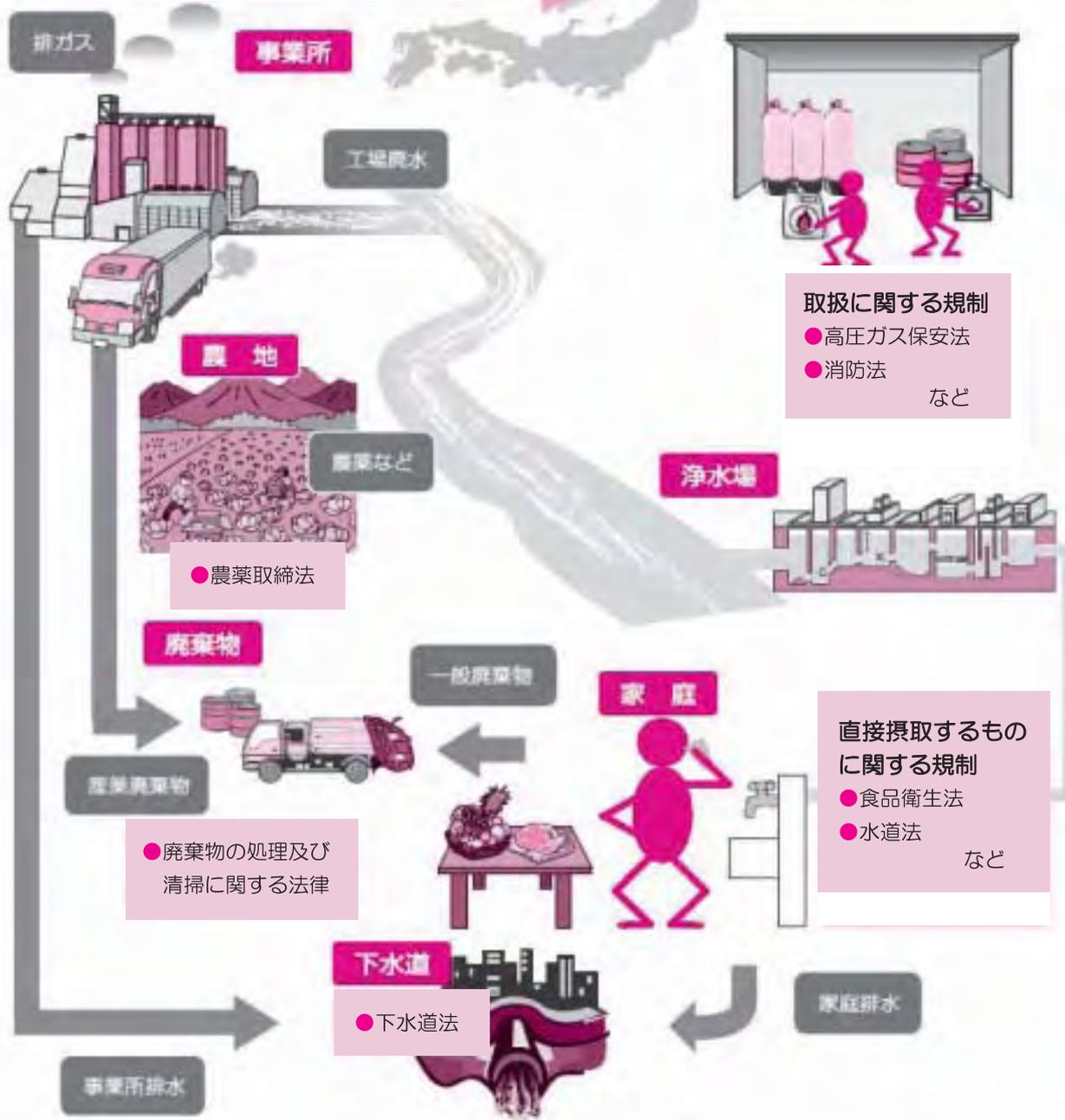
化学物質に関する主な規制

事業活動からの環境への排出に関する規制

- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 土壌汚染対策法
- ダイオキシン類対策特別措置法
など

製造・輸入に関する規制

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- 毒物及び劇物取締法



取扱いに関する規制

- 高圧ガス保安法
- 消防法
など

直接摂取するものに関する規制

- 食品衛生法
- 水道法
など

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 下水道法

6ページに掲載している化学物質の個別の規制に関する法令の中から、主なものについて概要を次にまとめました。

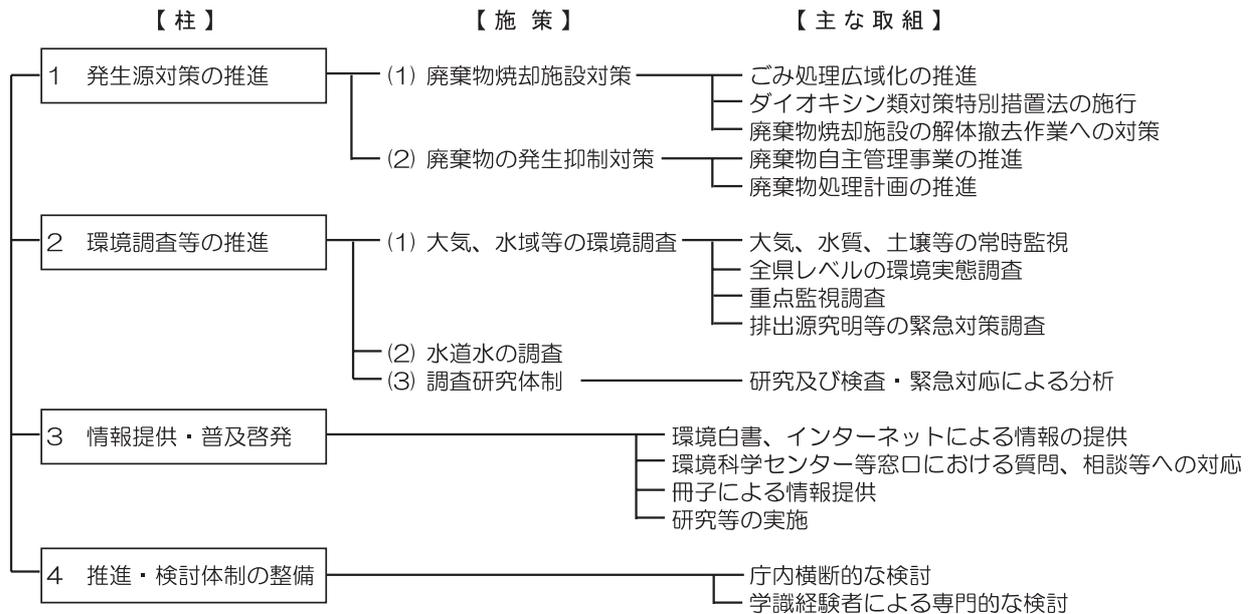
法律	目的	概要
大気汚染防止法 （昭和43年6月 法律第97号）	工場又は事業場における事業活動や自動車排出ガス等を規制し、また、有害大気汚染物質対策の実施を推進することで、大気汚染を防止し、国民の健康保護及び生活環境の保全を図る。 人の健康に係る被害が生じた場合の被害者保護を図る。	環境基本法において設定されている「環境基準」の達成を目標に規制を実施しています。 固定発生源（工場・事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準などが定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければなりません。規制対象物質としては、ばい煙、揮発性有機化合物（VOC）、粉じん、特定物質及び自動車排出ガスが定められています。また、事業者の義務として、規制対象物質の発生施設の設置等にあたって届出をすることなどが定められています。
水質汚濁防止法 （昭和45年12月 法律第138号）	公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康の保護及び生活環境を保全する。 人の健康に係る被害が生じた場合の被害者保護を図る。	水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準である「健康項目」と生活環境の保全に関する環境基準である「生活環境項目」の二つがあります。 この環境基準を達成するため、特定事業場 [※] から公共用水域に排出される水（排水）について有害物質等42項目にわたり、全国一律の排水基準が定められています。また、事業者の義務として特定施設 [※] の設置等にあたって届出をすることなどが定められています。 [※] 人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある污水又は廃液を排出する施設で、政令で定めるものを特定施設といい、この特定施設を設置する工場又は事業場を特定事業場といいます。
土壌汚染対策法 （平成14年5月 法律第53号）	土壌汚染対策の実施を図ることにより、国民の健康を保護する。	有害物質使用特定施設を設置していた土地について、土壌汚染の状況の調査方法について定めています。また、土壌汚染状況調査の結果、基準に適合しない区域の土地は都道府県知事などにより指定区域に指定・公示されるとともに、指定区域台帳に記載して公衆に閲覧されます。その他、指定区域内での土地の形質の変更の制限や、土壌汚染による健康被害の防止措置、土壌汚染調査を行う機関の指定などを定めています。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和45年12月 法律第137号）	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	廃棄物の処理等に関して、処理責任の所在、処理の基準、処理業及び処理施設の許可制度、不法投棄等禁止行為などが定められています。その中で、生活環境の保全のため、廃棄物最終処分場からの排水基準や、廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出濃度基準、廃棄物の埋め立てが許容される重金属類等の溶出基準などが定められています。
ダイオキシン類対策特別措置法 （平成11年7月 法律第105号）	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするために、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図る。	ダイオキシン類について、耐用一日摂取量や大気、水質（水底の底質を含む）及び土壌についてそれぞれ環境基準を規定しています。 規制の対象となる特定施設を指定し、この施設から排出される排出ガス及び排水について基準を設定しています。施設の設置者は排出基準を遵守し、年1回以上排出するダイオキシン類の濃度を測定することなどが定められています。さらに、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん・焼却灰等の処理等についても規定しています。 また、都道府県知事はダイオキシン類による汚染の状況を常時監視することや、汚染された土壌に対する対策を講じることなどが定められています。



さらに一歩進んで

県（政令市※を除く）では、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン法」といいます。）や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）に基づき、ダイオキシン類に対して次のような取組を行っています。

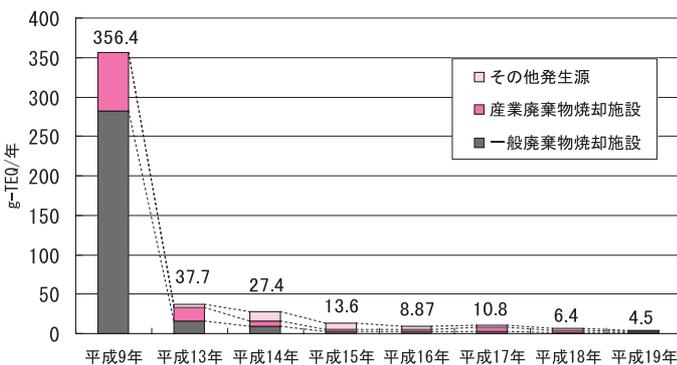
※ ダイオキシン法では、横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市はそれぞれの市内の対策を受け持つこととなっています。これら4市をダイオキシン法における政令市といい、政令市の市域以外の区域を「県域」といいます（⇒ダイオキシン法政令市のダイオキシン対策の取組については、44、45 ページに掲載しております。）。



県のダイオキシン対策のあらまし

● ダイオキシン類排出量の推移

県内におけるダイオキシン類の排出量は、発生源対策推進の結果、年々減少傾向にあります。平成9年に比べ平成19年は98.7%と削減を進めています（⇒本県における発生源対策の詳細やダイオキシン法で規定される特定施設の設置者による自主測定の結果については36ページ以降に掲載しております。）。



神奈川県ダイオキシン類排出量の推移

【推計方法】

- 平成9年は、排ガス量原単位を用いて推計しました。なお、その他の発生源への排出量は推計していません。
- 平成13～17年度は、事業者の自主測定結果と県や市の検査結果をもとに算出しました。平成18、19年度は、事業者の自主測定結果、県や市の検査結果、排ガス量原単位をもとに算出しました（データが複数ある場合は、最も高い値を採用しました。）。
- 自主測定が未報告の施設の排出量は、「ダイオキシン類排出量の目録」の施設規模区分別の平均年間排出量を用いて推計しました。
- 年度途中で廃止された施設の排出量は、「ダイオキシン類排出量の目録」に従い年間6ヶ月稼働と見なし推計しました。

● 環境基準の達成状況

本県では、ダイオキシン法に基づき、県所管域の汚染の状況を把握するため、大気、水質等の常時監視等環境調査を行っています。法の施行以降これまでに実施した調査において環境基準を超過したのは、平成14年度における1地点（地下水）のみでした（⇒本県における平成19年度環境調査の結果は47ページ以降に掲載しております。）。

3 事業者の自主的な取組による環境リスクの低減

(1) 国の取組

ア 化管法とは

多種多様な化学物質による環境リスクを効果的に減らすためには、化学物質の排出量を減らすことが必要です。

化学物質は、製造したり使用したりすることで環境中に排出されるため、排出量を減らすには、製造する人（事業者）、使用する人（県民）、そして行政が、化学物質はどこからどれだけ排出されているかを知り、その上でそれぞれの立場から、排出削減に自主的に取り組むことが必要となってきました。

日本では、平成 11 年 7 月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」が公布されました。この法律は、有害性のおそれのあるさまざまな化学物質の環境への排出量などを把握することにより、化学物質を取り扱う事業者の化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

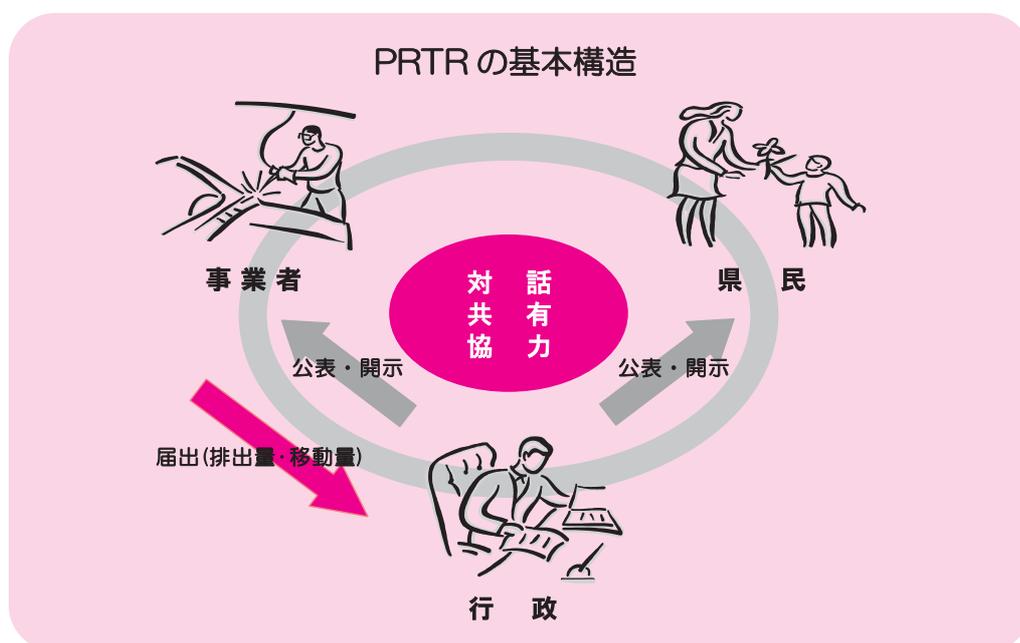
化管法は、事業者や県民の理解の下に、化学物質の環境への排出量などの把握（PRTR 制度）並びに事業者による化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供（MSDS 制度）から成り立っており、この 2 つの制度が車の両輪となって、化学物質の適正な管理を進めるしくみとなっています。

化管法の制定によって、私たちは化学物質の排出に関するより詳しい情報を入手することが可能になりました。

イ PRTR 制度について

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度とは、事業者自身による化学物質の適正な管理を進めるため、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい排出されたか、あるいは廃棄物中に含まれて事業所の外に運び出されたかなどを事業者自ら把握し、毎年都道府県などを經由して国に届出るしくみです。そして、事業者の取組の促進や県民の理解の増進のため、国が集計し結果を公表しています。

この制度は、1970～80 年代にオランダやアメリカで導入が始まりましたが、平成 4（1992）年にリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）で採択された、持続可能な開発のための行動計画「アジェンダ 21」の中で、化学物質のリスク削減の手法として位置付けられました。



⑦ 事業者が行うこと

年に1回、事業所ごとに対象化学物質の排出量と移動量を把握し、都道府県などを經由して国に届け出ます。

■ 対象化学物質

● 化管法第一種指定化学物質（354 物質）※

次のいずれかの有害性の条件に当てはまり、環境中に広く継続的に存在するもの

- ・ 人の健康を損なうおそれ、または動植物の生育などに支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・ 環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
- ・ オゾン層を破壊するおそれがあるもの

● 特定第一種指定化学物質（12 物質）※

第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性があると評価されているもの（石綿、ベンゼンなど）

※ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 356 号。以下「改正政令」といいます。）が平成 20 年 11 月 21 日に公布され、平成 21 年 10 月 1 日に施行されます。この改正により、化管法第一種指定化学物質は 462 物質に、特定第一種指定化学物質は 15 物質に変更され、新たな物質での事業者による排出・移動量の把握は、平成 22 年 4 月 1 日から開始されます。

■ 対象事業者

対象化学物質を製造している、もしくは原材料として使用しているなど、対象化学物質を取り扱う事業者や環境中へ排出している事業者のうち、次の 3 つの要件をすべて満たす事業者です。

● 業種 …… 次に示す 23 業種※1

対象の 23 業種

金属鉱業 原油及び天然ガス鉱業 製造業 電気業 ガス業
熱供給業 下水道業 鉄道業 倉庫業 石油卸売業
鉄スクラップ卸売業 自動車卸売業 燃料小売業 洗濯業
写真業 自動車整備業 機械修理業 商品検査業 計量証明業
一般廃棄物処理業 産業廃棄物処分業 高等教育機関 自然科学研究所

● 従業員数 … 常時雇用している人が 21 人以上

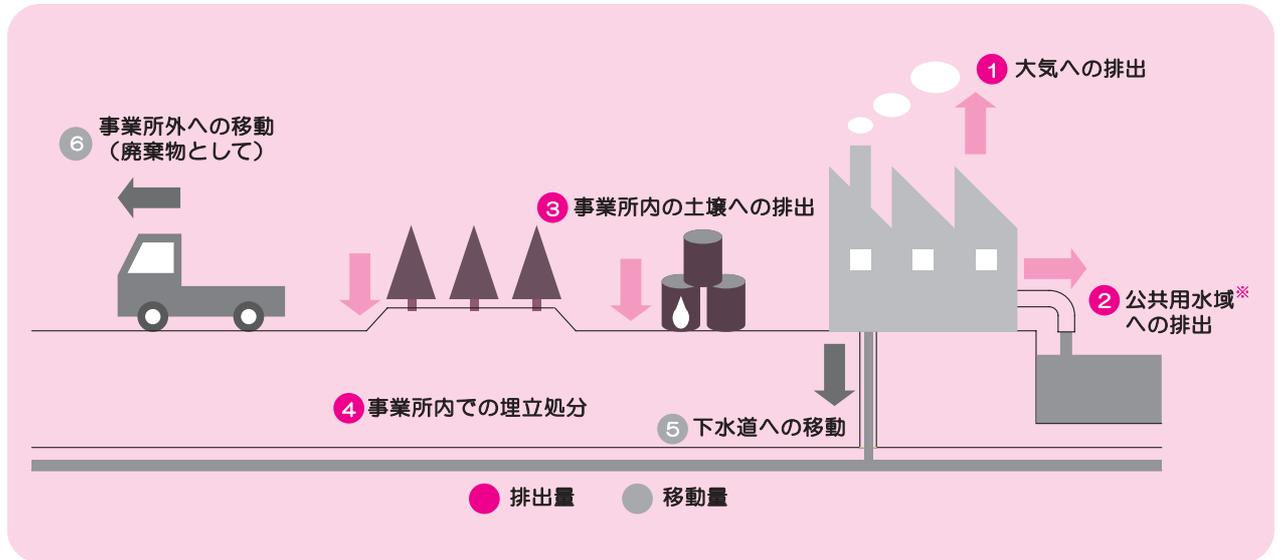
● 取扱量※2 … 対象化学物質の年間取扱量が 1 トン以上（特定第一種指定化学物質は 0.5 トン以上）

※1 平成 20 年 11 月 21 日に公布された改正政令により、新たに「医療業」が加わり、対象業種は 24 業種となります。

※2 下水道終末処理施設（下水道業）や一般廃棄物処理施設（一般廃棄物処理業）、産業廃棄物処理施設（産業廃棄物処分業）などは特別要件施設といい、これらを設置している事業者は、取扱量の下限はありません。

■ 届け出る内容

対象事業者は、年に一度対象化学物質について、前年度の事業所ごとの排出量と移動量を把握し、都道府県などを經由して国に届け出ることが義務付けられています。



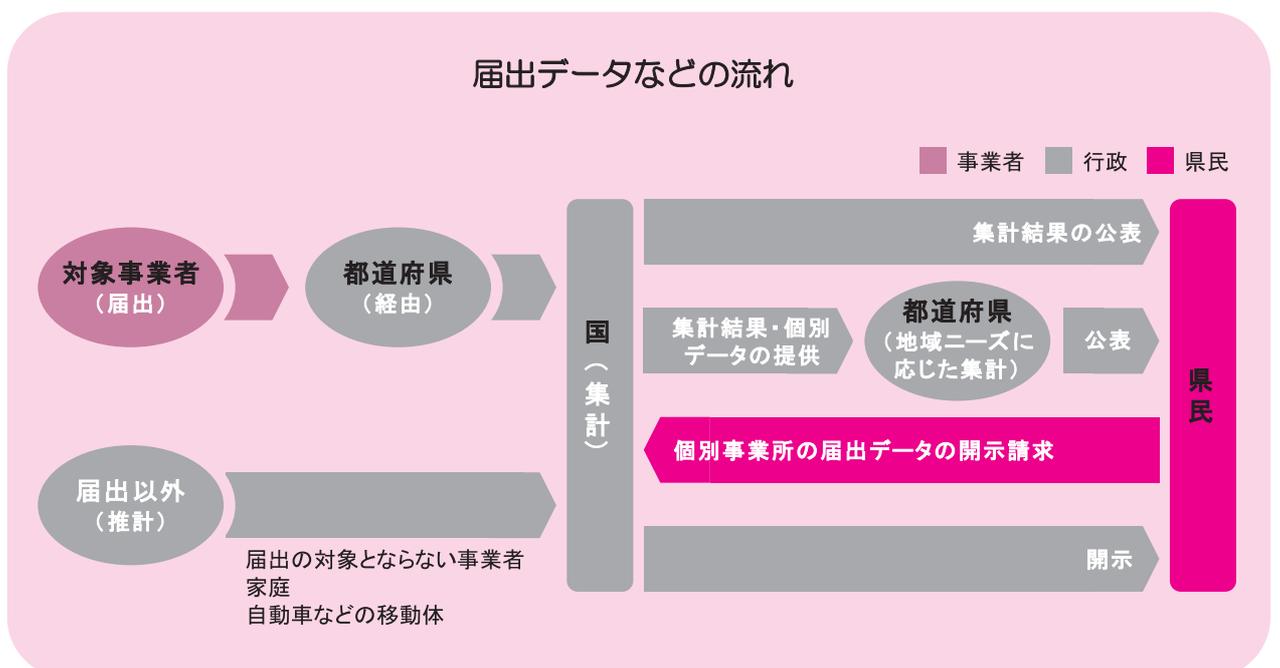
※ ここでは、河川や湖沼、海のことをいいます。

(1) 行政が行うこと

国は、事業者から届け出られた排出量と移動量の集計と、届出の対象とならない事業者や家庭、自動車など（以下「移動体」といいます。）からの排出量の推計を行い、公表します。

県は、国から提供されたデータを基に、県内の排出量などの状況について独自に集計を行い、公表しています。

届出データなどの流れ



ウ PRTR 制度の活用

PRTR 制度は、事業所からの届出データの集計、公表、開示を通じて、事業者・県民・行政といった社会を構成するさまざまな人々が、情報を提供し合い、共有し、化学物質に関する理解を深めることにより、事業者の自主的な取組による化学物質の排出削減を促し、化学物質による環境リスクの低減を進めていくものです。この PRTR 制度の導入により、事業者、県民そして行政は、届出データをどのように活用していくことができるのでしょうか。

● 事業者ができること

自らが排出している化学物質の量を把握することができます。この排出量のデータを評価することによって、排出削減に向けた化学物質の自主的な取組を推進することができます。



- PRTR 制度の届出データとシミュレーションソフトを活用して、事業所周辺の環境リスクの評価が可能です。
- PRTR 制度の届出データを自ら公表し、事業所周辺の住民とのリスクコミュニケーション（☞19 ページ）に活用することができます。

● 県民ができること

国や県などが公表しているデータを見ることで、身近で排出されている化学物質の種類や量、どこに排出されているかなどを知ることができます。

この「知ること」、そして「関心をもつこと」は大切なことであり、これをきっかけに、事業者や行政が提供する情報を積極的に集め、分からないことや疑問に思ったことを調べたり、リスクコミュニケーションに参加もしくは企画をしたりすることができます。

さらには、県民自身が製品の無駄遣いをしないなど日々の暮らしを見直し、社会全体で化学物質による環境リスクを減らす取組につなげていくことができます。

● 行政ができること

地域で排出されている化学物質の量を把握することができます。そして、対策の必要性や優先順位の決定、政策の立案や実施、これらの効果の把握に活用できます。

また、環境モニタリング調査の効果的な実施、化学物質の環境リスク評価などに活用できます。



事業者に対して

- 問題が発生した時の原因究明、指導、助言などに活用できます。
- 排出削減を含む自主的な取組の促進や、リスクコミュニケーションの推進のための手引き、資料などに利用できます。

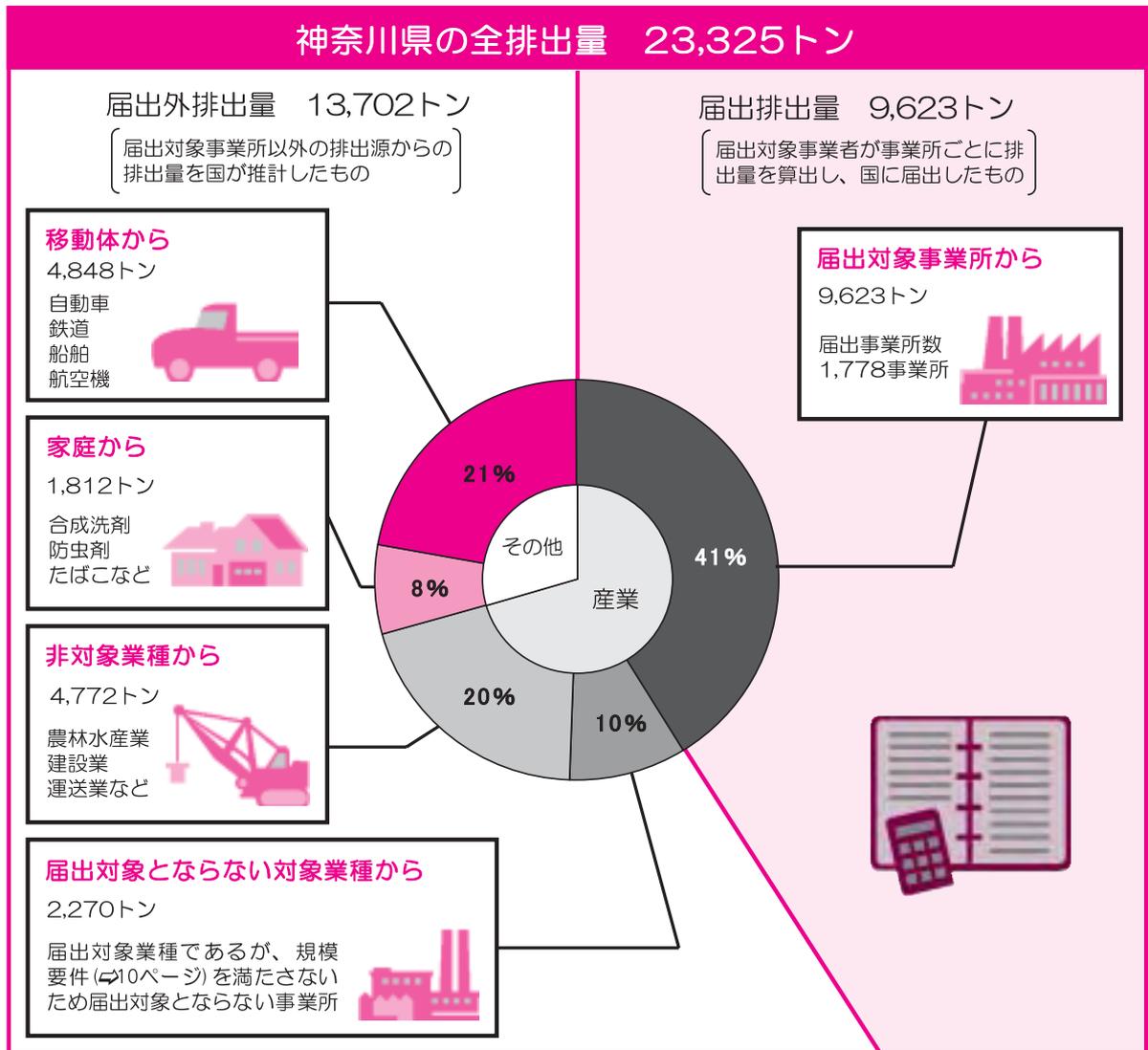
県民に対して

- 地域に密着した PRTR 制度の届出データの提供を行うことができます。
- PRTR 制度の届出データを活用した化学物質に関する資料を作成することができます。

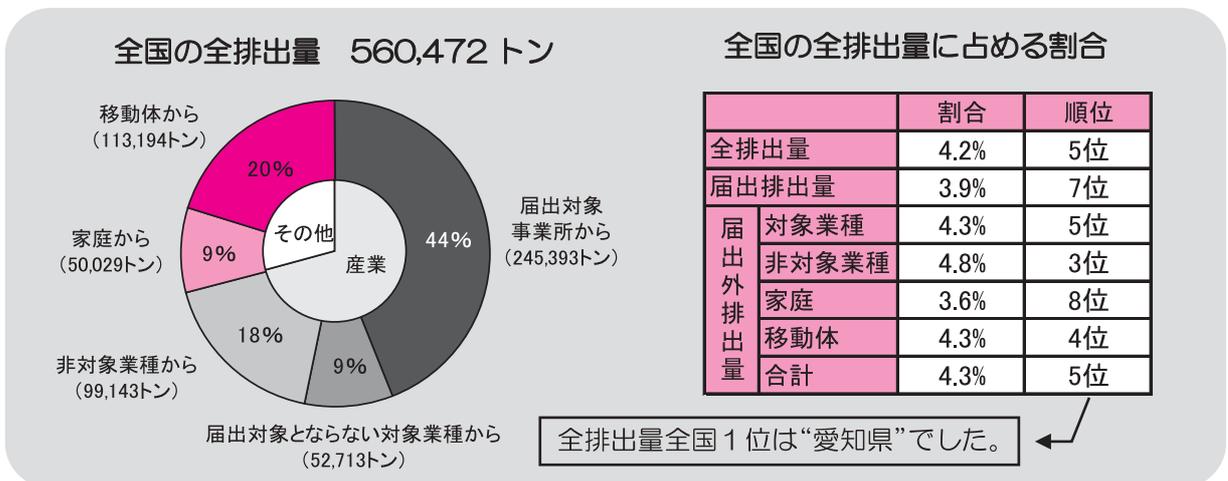


さらに一歩進んで

神奈川県全体で、平成 18 年度に排出された化学物質の量を見てみましょう。



上の図を見ると、1年間に神奈川県全体で2万3千トンあまりの化学物質が、環境中に排出されたことがわかります。それでは、全国に占める割合はどれくらいだったのでしょうか。

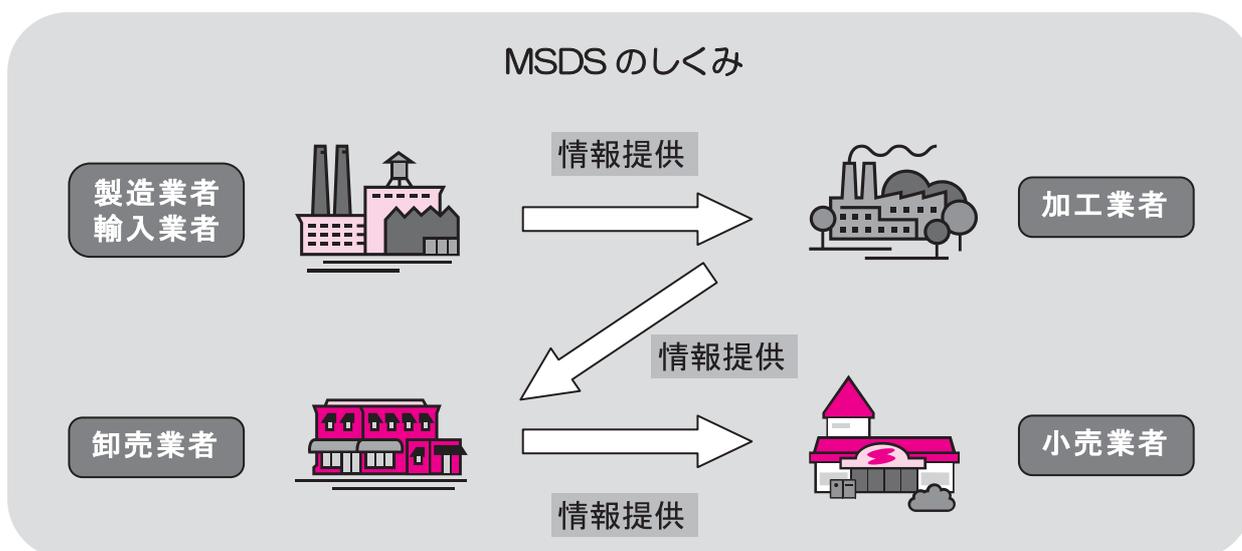


エ MSDS 制度について

事業者が自ら取り扱う化学物質を適切に管理するためには、取り扱う原材料や資材などの有害性や取扱上の注意などについて、十分に把握しておく必要があります。このため、化管法では PRTR 制度のほかに、MSDS 制度を定めています。MSDS (Material Safety Data Sheet) は、化学物質等安全データシートのこと、製品安全データシートとも呼ばれています。

MSDS 制度では、事業者が第一種指定化学物質 (⇒10 ページ)、第二種指定化学物質*及びそれらを含む製品を他の事業者に譲り渡す時は、その成分や有害性などの情報を、MSDS として情報提供することが義務付けられています。

※ 第一種指定化学物質と同じ有害性の条件に当てはまり、製造量の増加などがあった場合には、環境中に広く存在することになると予測されたものをいいます。



MSDS で提供しなければならない情報は、化学物質の名称や含まれている割合、性質、有害性、取扱上の注意、漏洩の際に必要な措置などです。

MSDS は、メーカーのホームページで公開されているもののほか、社団法人日本化学工業協会のホームページでも見ることができます (化学品の製造・取扱及びその関連事業を行う企業などの団体のホームページです。「化学製品情報データベース」では、製品名からその製品に使われている化学物質の情報を調べることができます。)

<http://www.nikkakyo.org/>

MSDS の対象となる化学物質を含む製品でも、含まれている濃度が一定以下のものや家庭用の製品などは、MSDS を提供する必要がありません。例えば、同じ成分を含む洗剤でも、業務用であれば MSDS を提供する必要がありますが、家庭用であれば必要がありません。

MSDS の例

製品安全データシート	
作成日 2001年11月11日 改訂日 2006年12月20日	
1. 化学物質及び会社情報	
製品名	トルエン
会社名	神奈川化学工業株式会社
住所	神奈川県横浜市中区日本大通1
担当部門	技術部
電話番号	045-XXX-XXXX
FAX番号	045-XXX-XXXX
2. 組成、成分情報	
単一製品・混合物の区別	単一製品
化学名	トルエン
別名	メチルベンゼン、トルオール
成分及び含有量	99%以上
化学特性(化学式又は構造式)	C ₆ H ₅ CH ₃
官報公示整理番号	(3)-2(化審法、安衛法)
CAS番号	108-88-3
3. 危険有害性の要約	
分類の名称	引火性液体、急性毒性物質
有害性	吸入したり皮膚からの体内への吸収により、中枢神経系や血液に影響を及ぼす。蒸気は麻酔作用がある。
物理的及び化学的危険性	引火性が高い。
4. 応急措置	
吸入した場合	直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静、保温を保ち、速やかに医師の手当てを受ける。

(2) 県の取組

神奈川県では、平成 10 年 4 月に施行した「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（県生活環境保全条例）」で、規制のない物質も含めた化学物質について、事業者による自主的な取組を基本とした独自の規定を定めました。

その後、平成 11 年 7 月に化管法が公布され、国による化学物質の自主的な取組のしくみが整ってきたことを踏まえ、事業者の方々には、事業所における化学物質の適正な管理の取組を一層促進し、県民のみなさんには事業所における取組内容への理解を深めていただくため、平成 16 年 3 月に一部を改正し、新たに事業者による、化学物質の安全性に着目した環境への影響度評価のしくみや、化学物質の管理に関する目標などの作成とその情報提供のしくみを創設しました。

条例改正の主な概要は、神奈川県のホームページ「化学物質対策と PRTR」で確認することができます。
http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/prtr/index_prtr.html

なお、現在、横浜市と川崎市は、県生活環境保全条例の適用外となっており、各市独自の条例に基づいて、事業者による自主的な取組の推進に取り組んでいます。

ア 化学物質の適正管理（事業者による自主的な取組のための項目）

事業者は、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、自主的に化学物質の適正な管理に努めなければなりません（県生活環境保全条例第 39 条）。そして、この自主的な取組のための基本的な事項は、「化学物質の適正な管理に関する指針」により定めています。

指針の内容は、神奈川県のホームページ「化学物質対策と PRTR」で確認することができます。

■ 化学物質の適正な管理に関する指針の項目

● 事業所における適正管理事項

- ・ 管理体制の整備
- ・ 県民の理解の増進
- ・ 情報の収集及び整備
- ・ 使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器の使用
- ・ 回収、除去及び処理のためのより効率的な技術の導入及び設備の使用
- ・ 自己監視及び自主測定

● 災害及び事故対策の実施

- ・ 未然防止対策
- ・ 災害及び事故の対応



● 化学物質を含む廃棄物の量の把握と適正処理

- ・ 廃棄の量及び方法の把握
- ・ 化学物質を含む廃棄物の管理事項

平成 16 年 3 月の改正の際、事業所における適正管理事項の中に、新たに「県民の理解の増進」を追加しました。事業者に対して、県民への情報の提供や問い合わせの受付窓口の設置など、県民の理解を深めるために必要な体制を整備することを定めています。

また、定期的に地域住民に対して化学物質に関する取組状況の情報提供を行うなど、コミュニケーションの確保に努めることも定めています。

一方、事業所の従業員に対しては、必要な教育や研修の機会を与えるなど、地域住民をはじめとする県民の理解の増進を促すために必要な人材の育成を行うことも、併せて定めています。

イ 化学物質の安全性影響度の評価（事業者による自主的な取組のための評価方法）

化学工業製品や機械器具の製造、廃棄物の処理など、県生活環境保全条例に基づく規則で定められた作業を行う事業所を設置する事業者は、事業所から環境中に排出される各々の化学物質の量とその毒性係数^{※1}に基づいて安全性影響度を評価し、その低減に努めなければなりません（県生活環境保全条例第40条の2）。

安全性影響度の評価とは、事業所で取り扱う化学物質について、環境中へ排出される量と有害性から人や生態系への影響を推計し、ランク付けを行うものです。この評価方法は、「化学物質の安全性影響度の評価に関する指針」により定めています。

※1 化学物質ごとに、人の健康への影響もしくは生態系への影響の大きさを、それぞれ 1 から 1000 の 4 つのランクの重み付けで定めたものです。

■ 化学物質の安全性影響度の評価方法



- 評価対象物質^{※2}ごとに、事業所から環境中への排出量を計算する。



- 評価対象物質ごとの排出量に人の健康への影響、生態系への影響それぞれの毒性係数^{※1}をかけて換算排出量を計算する。



- 人の健康への影響、生態系への影響それぞれについて、評価対象物質ごとに計算した換算排出量を合計して、総換算排出量を計算する。



- 人の健康への影響、生態系への影響それぞれについて、総換算排出量を「影響ランク表^{※3}」に当てはめてランク付けをする。



- 人の健康への影響、生態系への影響それぞれのランクを合わせた位置で、事業所の環境への安全性影響度を評価する。



- 現在のランクを下げるために目標を立て、排出削減に取り組む。

※2 化管法の第一種及び第二種指定化学物質（435 物質）が対象です。

※3 総換算排出量の大きさにより、人の健康への影響は 8 段階、生態系への影響は 5 段階でランク付けするものです。

指針及び安全性影響度評価の内容は、神奈川県ホームページ「化学物質対策と PRTR」で確認することができます（⇨15 ページ）。

化学物質の安全性影響度の評価を行うことで、事業者は自らが使用している化学物質の有害性や環境に与える影響を認識することができます。

また、各々の化学物質や使用している工程ごとに、人の健康への影響や生態系への影響を数値化できるため、化学物質対策を効果的に行うことができます。

ウ 化学物質管理目標などの報告（事業者による管理目標や達成状況の報告）

化管法の対象事業者は、対象化学物質（第一種指定化学物質）について化学物質管理目標※を作成し、目標及びその達成状況などを県に報告しなければなりません。県は、事業者からの報告を取りまとめ、公表しています（県生活環境保全条例第42条）。

この報告制度は平成17年度から始まり、平成20年8月に3回目のデータを取りまとめて公表しました。公表結果「平成19年度化学物質管理目標等報告の概要」は、神奈川県ホームページ「化学物質対策とPRTR」で確認することができます（⇨15ページ）。

※ 化学物質の排出量や移動量、使用量を何年間でどれだけ、どうやって削減していくかという目標をいいます。

化学物質管理目標などの報告とPRTR制度に基づく届出の比較

	化学物質管理目標などの報告	PRTR制度に基づく届出
対象事業者	同じ	同じ
届出・報告する物質	同じ	同じ
届出・報告する内容	化学物質の取扱量（製造量・使用量）、化学物質管理目標、化学物質管理目標の達成状況	化学物質の排出量、移動量

県生活環境保全条例の化学物質管理目標などの報告事項とPRTR制度に基づく届出データを合わせることで、県や市町村の化学物質の動きを把握することができます。また、排出量などの削減目標と、その達成状況を確認することにより、事業者が取り組んでいる化学物質の環境リスクを減らすための取組の成果を把握することができます。

エ 化学物質情報の提供（県による化学物質の情報提供）

県は、事業者に対しては、化学物質を適正に管理するための情報を、県民に対しては、事業者による化学物質対策の取組や排出状況などの情報を提供しています（県生活環境保全条例第41条）。

● 事業者に向けた情報提供：「化学物質安全情報システム（kis-net）」

法律や条例などの規制がある物質について、化学物質を取り扱っている事業所において管理を適切に行うために必要な物性、有害性などの基礎的な情報を提供しています。4,000種以上の化学物質の情報が登録されており、事業者の方以外にも幅広く利用されています。

<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/kisnet/index.htm>



● 県民に向けた情報提供

神奈川県PRTR届出データや県生活環境保全条例の報告事項などを提供しています。

：「化学物質対策とPRTR」（⇨15ページ）

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/prtr/index_prtr.html

：「かながわPRTR情報室」

<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/prtr/>



さらに一歩進んで

平成 18 年度の報告データを見てみましょう。

■ 化学物質の取扱状況

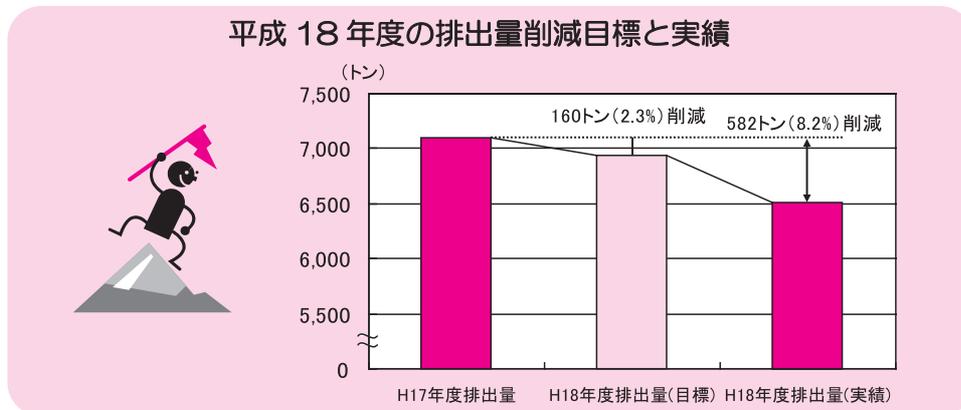
県生活環境保全条例第 42 条に基づき報告された化学物質の取扱量（使用量と製造量）と、PRTR 制度に基づき届出された排出量、移動量を合わせると、県域*の化学物質の出入りがわかります。

※ 県生活環境保全条例が適用されない横浜市と川崎市を除いた地域をいいます。



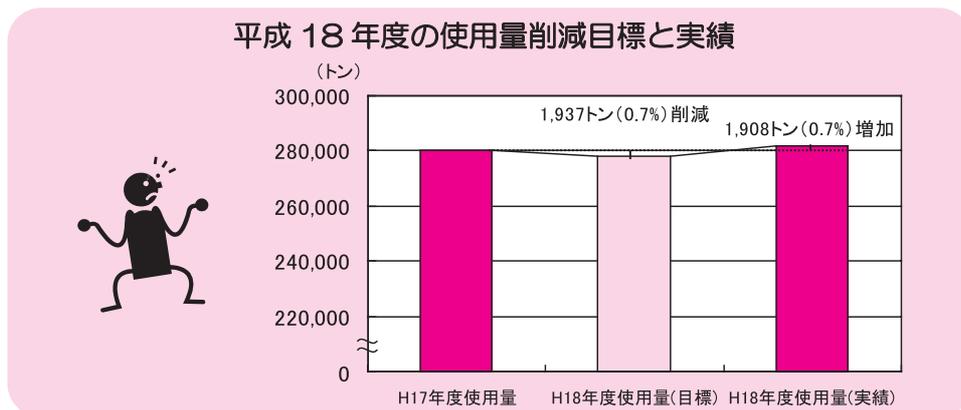
■ 排出量削減目標の達成状況

事業者から報告された平成 18 年度の排出量の削減目標は、全体で 160 トンでした。同年度の実際の削減量は 582 トンであり、目標の160トンを大きく上回りました。



■ 使用量削減目標の達成状況

事業者から報告された平成 18 年度の使用量の削減目標は、全体で 1,937 トンでした。しかし、実際の使用量は 1,908 トン増加してしまい、目標は達成できませんでした。



(3) 地域とのコミュニケーション

化管法の中で、事業者の責務の一つとして「対象事業者は、化学物質の管理状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない」と定めています。また、県生活環境保全条例第40条で定める化学物質の適正な管理に関する指針（⇨15 ページ）の中でも、県民の理解の増進に関する事項として、事業者に対し「地域住民に対して、定期的に事業所の化学物質に関する取組状況の情報提供を行う等、平常時からのコミュニケーションの確保に努めること」と定めています。国や県では、リスクコミュニケーション（以下「リスコミ」といいます。）という取組をその手法の一つとして推奨しております。

従来の環境に関する規制は事業者と行政の二者で進められていたのに対し、リスコミは、さらに地域住民を加えた三者で情報を共有する仕組みであることから、「地域住民、事業者、行政が一体となって、化学物質の有用性と有害性、環境への排出状況、環境中の濃度といった情報を共有し、お互いの理解を深め、意見交換を通じて意思疎通を図り、環境の改善につなげていく」取組として位置付けられています。

環境に影響を与える問題の発生を未然に防止する体制を整備し、化学物質の管理を進めるだけでなく、その取組を社会に理解してもらうことはとても重要です。地域との信頼関係の構築が可能なリスコミは、このような相互理解のためには有効な方法と言えます。

最近では多くの事業者が ISO14001 の取得や環境報告書の作成など、環境対策に積極的に取り組んでいますが、一方でリスコミに関しては積極的に実施する事業者は少ないのが実情です。

県では、このリスコミ促進のきっかけとなるよう、地域住民、事業者そして行政が情報の共有や意見交換を行うための「対話の場」づくりを積極的に進め、地域住民の方々や地元自治体、そして事業者に働きかけ、平成15年度から「環境対話集会」の名称でモデル的にリスコミを実施しています。

■ これまでに実施した環境対話集会

平成15年度 [環境対話集会 in 南足柄]

実施事業所：富士フィルム株式会社 神奈川工場足柄サイト（化学工業）
開催日：平成15年11月22日（土）
参加人数：114名
特徴：第1回の開催であり、規模は大きく広域的に参加を呼びかけた。
内容：事業所の取組紹介、市の排出状況の説明、意見交換会、工場見学

平成16年度 [環境対話集会 in 平塚]

実施事業所：日産車体株式会社 本社・湘南工場（輸送用機械器具製造業）
開催日：平成17年3月21日（月・祝）
参加人数：84名
特徴：規模は大きいですが、意見交換会での質問などは地域代表者に限定
内容：事業所の取組紹介、市の排出状況の説明、意見交換会、工場見学

平成17年度 [環境対話集会 in 小田原]

実施事業所：三共有機合成株式会社 小田原工場（化学工業）
開催日：平成18年3月25日（土）
参加人数：約80名
特徴：多種多様な化学物質を排出している事業所で開催
内容：事業所の取組紹介、意見交換会、工場見学

平成18年度 [環境対話集会 in 大和]

実施事業所：株式会社ガスター 大和本社工場（一般機械器具製造業）
開催日：平成19年3月29日（木）
参加人数：26名
特徴：地域住民を対象に小規模で開催
内容：事業所の取組紹介、意見交換会、工場見学

平成 19 年度は、海老名市にある事業所で「環境対話集会 in 海老名」を開催しました。

環境対話集会 in 海老名

● 実施事業所

日立ピアメカニクス株式会社

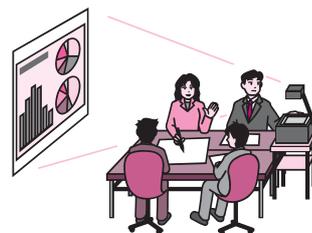
(電子部品加工装置の研究・開発、設計、製造、販売、サービスを行っています。)

● 業種

一般機械器具製造業

● 開催日

平成 20 年 3 月 15 日 (土) 13:30 ~ 16:30



● 参加人数

地域住民 19 名、事業者 5 名、行政 (海老名市・県) 2 名、進行役 1 名、解説者 1 名

● 内容

- ・ 事業者による事業所や環境問題への取組の紹介
- ・ 事業所の見学
- ・ 意見交換会*

※ 意見交換会では、塗装工程での化学物質の取扱や、事業者の取組に関する広報について話し合われました。

● 地域住民の感想

実際に環境対話集会を体験されて、地域の住民の方々からは、「会社の概要が分かった。」、「環境の取組状況が分かった。」といった感想をいただきました。

また、「本日で終わらせるのではなく、もっと地域の人に知ってもらえるよう継続してほしい。」といった要望もいただきました。



意見交換会の様子

リスコミを開催する事業所の支援を行っています！

リスコミの開催方法などについてアドバイスを行っています。
開催を希望している事業所は、大気水質課に御相談ください。

Ⅲ▶ 私たちにできること

では、私たちは今まで紹介してきました国や県などの取組を踏まえて、今後どのようなことに取り組んでいけばよいのでしょうか。

国や県が情報を公表しても、私たちがその情報に関心を持たなければ環境はよくなっていきません。一人でも多くの方が各種情報などに関心を持ち、またそれをきっかけに近隣の事業所や行政とコミュニケーションを図ったり、自分自身の暮らしを見直したりすることが、地域の化学物質による環境リスクの低減につながります。

① 化学物質に関心を持つ

新聞やテレビのニュース、自治体の広報誌、事業者や自治体の説明会など、化学物質の排出量などのデータを目にする機会は少なくないと思います。まずはデータを見ることから始めてみましょう。その際、必ずしも数値のすべてを理解する必要はありません。実際にデータに触れてみて、「ここは難しい。」「ここは分からない。」などといった感想を持つことから始めましょう。

② 疑問に思ったことや分からないことを調べる

インターネットや図書館などを利用して自分で調べてみることもできますが、同じように関心を持っている人たちと一緒に勉強会を開催する、事業者や自治体の説明会などに参加し、質問をするといった方法があります。

環境省では、化学物質と環境リスクについて楽しく学べるパンフレット「かんたん化学物質ガイド」をシリーズで発行しています。現在、5冊が発行されています。

● これまでに発行されたパンフレット

- わたしたちの生活と化学物質
- 乗り物と化学物質
- 洗剤と化学物質
- 殺虫剤と化学物質
- 塗料・接着剤と化学物質

● ホームページ

各パンフレットのPDF版をダウンロードできるほか、冊子版の申し込み先やE-ラーニング版も載っています。<http://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html>



③ 毎日の暮らしを見直す

PRTR制度では、家庭や自動車などから排出される化学物質の量も推計され、公表されます。例えば、ベンゼンは自動車の排出ガスやガソリンなどに含まれますし、^{パラ}p-ジクロロベンゼンは家庭で使用される衣類防虫剤の主成分の一つです。神奈川県では、この^{パラ}p-ジクロロベンゼンをほぼ100%家庭から排出しており、県内の全排出量の4.5%を占め、全体で4番目に排出量が多い物質となっています(⇒25・27ページ)。

このように、私たち自身の暮らしから排出される化学物質も少なくありません。一人ひとりの暮らしの中の小さな行動が積み重なり、地域全体としては大量の化学物質の排出につながっていることをほんの少しだけ意識し、例えば、「必要なものを必要な分だけ使う。」「捨てる時にはルールを守る。」など、できることから始めてみましょう。

- **無駄遣いをせず必要な分だけ使い、最後まで使い切る**

家庭用品の中には、洗剤のように 1 回の使用量が表示されているものもあります。無駄遣いをしないように心がけることが、化学物質の排出量を減らす第一歩になります。

また、無駄遣いをやめるだけでなく、残さず使い切ることも大切です。洗剤やスプレー剤などは容器に残したまま捨てたりせず、最後まで使い切るようにしましょう。

- **ルールを守って捨てる**

誤った分別をして捨てることは、不注意に化学物質を環境中に排出することにつながります。使用した後は、製品に表示されている方法や、居住する自治体のルールに従って廃棄しましょう。

- **環境にやさしい製品を選ぶ**

製品を買うときには、どのような化学物質が使用されているのか表示を見て確認したり、リサイクル可能な製品を選んだり、詰め替え用がある製品を積極的に利用することなども、化学物質の環境中への排出量を減らすことにつながります。

また、このような私たちの行動が、事業者の環境に配慮しようとする取組につながります。



環境にやさしい商品を探す一つの方法として、次のようなホームページのデータを参考にすることができます。

- **商品環境情報提供サイト (eco セレ)** [社団法人環境情報科学センター]

電化製品を始めとしたあらゆる製品にかかわる環境情報を総合的にまとめ、公開するサイトです。

<http://www.lifecycle2.jp/index.html>

- **eco セレガイド** [社団法人環境情報科学センター]

上のサイトの使い方を紹介するページです。「環境にやさしい商品」の選び方のポイントも分かりやすく書かれています。

<http://www.lifecycle2.jp/ecosele/index.html>

- **エコマーク事務局** [財団法人日本環境協会]

環境への負荷が少ないと認められたものにつけられるエコマークの認定を行っている機関のホームページです。消費者向けのページで、エコマーク商品の検索ができます。

<http://www.ecomark.jp/>

